

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	産業廃棄物処分業の許可		
根拠法令及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第10項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の5 ※別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 54日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年3月10日	標準処理期間 最終変更年月日	平成28年5月24日
所管部署	環境部 環境政策課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

### 【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(産業廃棄物処理業)

#### 第十四条

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

※環境省令 記載省略

### 【審査基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(産業廃棄物処理業)

#### 第十四条

10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

※第五項第二号イからへまでは、「産業廃棄物収集運搬業の許可」の項を参照

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (※環境省令)

(産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の五 法第十四条第十項第一号(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)

の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合
  - イ 施設に係る基準
    - (1) 汚泥(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
    - (2) 廃油(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
    - (3) 廃酸又は廃アルカリ(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として

行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。

- (4) 廃プラスチック類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。